

財団法人漢方医薬研究振興財団 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、財団法人漢方医薬研究振興財団と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都港区高輪三丁目25番29号に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本財団は、漢方医薬に関する調査研究及び国際交流を推進し、もって人類の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 漢方医薬に関する調査研究及びその助成
- (2) 漢方医薬に関する国際会議の開催その他国際交流の推進
- (3) 漢方医薬に関する講演会の開催及びその助成
- (4) 漢方医薬に関する情報の収集及び提供
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種類)

第6条 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - (4) 基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式(株式配当により取得したものを除く。)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が定める。

- 2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(剰余金の処分)

第10条 (全文削除)

(事業計画及び予算)

第11条 本財団の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 本財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

この場合において、財産の総額に変更が生じた場合には、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 収支予算で定めるものを除くほか、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(特別会計)

第16条 本財団は理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第17条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員構成及び員数)

第18条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事	10名以上15名以内
内 会長	1名
理事長	1名
副理事長	2名以内
常務理事	2名以内
(2) 監事	2名

(役員選任等)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は互選により、会長、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、本財団の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び職員が含まれることになってはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第20条 会長は、本財団を代表し、会務を総括する。

- 2 理事長は、本財団を代表し、会長の意を受けて本財団の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員の任期)

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第22条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員 の 報酬)

第 2 3 条 役員は無給とする。ただし、常勤の理事は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び弁償費用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 4 章 理事会

(会議 の 構成)

第 2 4 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 2 5 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要事項を議決する。

(種類 及び 開催)

第 2 6 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第 2 0 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第 2 7 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第28条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事はこの寄附行為に定めがあるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しこれを保存しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名捺印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 本財団に、評議員10名以上20名以内を置く。

2 評議員現在数は、理事現在数を下回らないものとする。

3 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

4 評議員は、役員を兼ねることができない。

5 役員のいずれか1名と親族その他特殊の関係のある評議員の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係ある評議員の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

- 6 評議員には、第21条、第22条、及び第23条（第23条第1項ただし書を除く）の規定を準用する。この場合、これらの条文中「理事」及び「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会は、通常評議員会及び臨時評議員会とする。

4 通常評議員会は、毎年2回これを招集する。

5 臨時評議員会は、次の場合に招集する。

（1）理事長が必要と認めた場合

（2）評議員現在数の3分の1以上の評議員が付議すべき事項を示して請求した場合

6 評議員会を招集するときは、評議員に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示してあらかじめ文書をもって7日前までに通知しなければならない。ただし、評議員全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

7 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

8 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議し、助言する。

9 評議員会には、第29条、第30条、第31条及び第32条までの規定を準用する。この場合これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問及び参与

（顧問及び参与）

第35条 本財団に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要事項について理事長の諮問に応える。

4 顧問及び参与の任期は、理事長の任期による。

第7章 選考委員会

（助成金等交付規程）

第36条 本財団は、第4条に基づく助成金等を交付するため、別に助成金等交付規程を定める。

- 2 助成金等交付規定の制定及び変更は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を要する。

(選考委員会)

第37条 本財団には第4条の助成の対象となるものを選考するため選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、7名以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者の中から理事会で選出し、理事長が委嘱する。
なおこの財団の役員は、1名を超えてこれに当ててはならない。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠または増員によって選任された委員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 6 委員には第19条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「理事」とあるのは、「選考委員」と読み替えるものとする。

第8章 事務局

(設置)

第38条 本財団の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第39条 本財団の主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 財産及び負債の状況を示す書類
 - (7) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類は、永年保存しなければならない。ただし、前項第5号及び第6号の書類及び帳簿は10年以上、第7号の書類及び帳簿は3年以上保存するものとする。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第41条 本財団は、民法第68条第1項第2号、第3号及び第4号の規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第42条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 雑則

(委任)

第43条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

本寄附行為の一部改正は、厚生大臣の承認を受けた日から施行する。

附則

この寄附行為の変更は、厚生労働大臣の認可のあった日(平成14年10月28日)から施行する。

附則

この寄附行為の変更は、厚生労働大臣の認可の後、平成17年3月15日から施行する。

財団法人漢方医薬研究振興財団名簿

1. 理事 (14名、平成19年5月19日選任)

名誉会長	大岳 望	東京大学名誉教授	非常勤
会長・理事	水島 裕	聖マリアンナ医科大学名誉教授、元参議員議員、日本抗加齢医学会名誉会長	非常勤
理事長	河端 敏博	薬日本堂株式会社取締役会長	非常勤
副理事長	林原 健	株式会社林原代表取締役、株式会社林原生物化学研究所代表取締役	非常勤
理事	三川 潮	東京大学名誉教授、瀋陽薬科大学名誉教授、元日本生薬学会会長	非常勤
理事	鈴木 昭憲	東京大学名誉教授、日本農学会会長、日本農学アカデミー会長、日本化学会名誉会員	非常勤
理事	三浦 於菟	東邦大学医学部東洋医学科教授、日本東洋医学会専門医制度委員会関東甲信越支部委員長	非常勤
理事	印南 敏	日本食物繊維研究会元会長、日本栄養・食糧学会終身会員、国立健康・栄養研究所名誉所員	非常勤
理事	小林 修平	人間総合科学大学教授・健康栄養学科長、国立健康・栄養研究所名誉所員	非常勤
理事	奥山 徹	明治薬科大学天然薬物学教室教授、中国黒竜江中医薬大学客員教授、東北大学薬学博士	非常勤
理事	櫛田 章博	株式会社ディーシー・クリエイト代表取締役社長	非常勤
理事	岡村 幸彦	株式会社アイセイ薬局代表取締役社長、社会福祉法人愛誠会理事長	非常勤
理事	大渡 肇	株式会社保健同人社最高顧問、元株式会社保健同人社代表取締役社長	非常勤
理事	刈田 貴久	ネイチャーテクノロジー株式会社代表取締役社長	非常勤
理事	杉山 直和	昭和大学歯学部口腔衛生学教室、熊本大学薬学博士	非常勤

2. 監事 (2名、平成19年5月19日選任)

監事	山田 宰	山田宰法律事務所・弁護士	非常勤
監事	奈良原 肇	あいゆう税理士法人代表社員・税理士	非常勤

3. 評議員 (17名、平成19年5月19日選任)

評議員	遠藤 豊成	共立薬科大学名誉教授、東京大学薬学博士	非常勤
評議員	鶴尾 隆	財団法人癌研究会癌化学療法センター所長、東京大学名誉教授、東京大学薬学博士	非常勤
評議員	浦部 晶夫	NTT関東病院予防医学センター所長、東京大学医学博士、元宮内庁侍医兼東宮侍医	非常勤
評議員	姚 新生	中国瀋陽薬科大学教授、中国暨南大学薬学院名誉院長、東京大学薬学博士	非常勤
評議員	御影 雅幸	金沢大学大学院自然科学研究科教授(漢方生薬)	非常勤
評議員	水島 広子	元衆議院議員、慶応義塾大学医学部非常勤講師、「水島広子心の健康クリニック」院長	非常勤
評議員	雨谷 栄	日本薬科大薬学部漢方薬学科教授	非常勤
評議員	田口 恭治	昭和薬科大学薬品作用学教育研究室教授	非常勤
評議員	庄司 孝	株式会社総合臨床薬理研究所代表取締役社長	非常勤
評議員	永松 信哉	杏林大学医学部生化学教室教授	非常勤
評議員	柿原 浩明	立命館大学経済学部教授、医学博士、京都大学経済学部、医学部保健学科非常勤講師	非常勤
評議員	藤木 一行	株式会社アガベ代表取締役	非常勤
評議員	北島 勇	日本緑茶センター株式会社代表取締役、日本ハーブ協会連絡協議会理事、日本中国茶普及協会会長	非常勤
評議員	中司 麻記子	財団法人日産厚生会玉川病院医師	非常勤
評議員	辻村 司	カリフォルニア大学サンディエゴ校大学院工学博士	非常勤
評議員	光藤 貴已久	ネイチャーテクノロジー株式会社専務取締役	非常勤
評議員	岩佐 眞	薬日本堂株式会社監査役	常勤

4. 選考委員 (6名、平成19年5月19日選任)

選考委員長	杉山 直和	昭和大学歯学部口腔衛生学教室、熊本大学薬学博士	非常勤
選考委員	福田 恵温	株式会社林原生物化学研究所常務取締役 研究部門担当、農学博士	非常勤
選考委員	佐藤 弘	東京女子医科大学附属東洋医学研究所教授、社団法人日本東洋医学会評議員	非常勤
選考委員	作田 庄平	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授	非常勤
選考委員	謝 彦	元中国黒竜江中医薬大学基礎医学部教授、元北里大学医療衛生部客員研究員	非常勤
選考委員	永井 達夫	東洋漢方製薬株式会社代表取締役社長	非常勤

5. 顧問 (22名、平成19年5月19日選任)

最高顧問	北尾 吉孝	SBIホールディングス株式会社代表取締役社長	非常勤
顧問	池川 信夫	東京工業大学名誉教授・新潟バイオリサーチパーク株式会社社長	非常勤
顧問	山口 英世	帝京大学名誉教授・客員教授、同医真菌研究センター元所長	非常勤
顧問	大澤 俊彦	名古屋大学大学院生命農学研究科教授、日本予防医学会常任理事	非常勤
顧問	阮 建治	立教大学名誉教授(理学部物理学科)	非常勤
顧問	永井 和夫	東京工業大学名誉教授、中部大学応用生物学部教授(副学部長)	非常勤
顧問	森 謙治	東京大学名誉教授、農学博士、日本農薬学会名誉会員	非常勤
顧問	梅本 俊夫	神奈川歯科大学学長	非常勤
顧問	大澤 昭義	神奈川歯科大学名誉教授	非常勤
顧問	下遠野 邦忠	慶応義塾大学総合医科学研究センター客員教授	非常勤
顧問	竜田 邦明	早稲田大学理工学部教授、英国ケンブリッジ大学客員教授	非常勤
顧問	長澤 寛道	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	非常勤
顧問	渡辺 秀司	戸塚グリーン歯科医院院長、漢方歯科医学研究所所長	非常勤
顧問	宮地 重遠	東京大学名誉教授・海洋バイオテクノロジー研究所顧問、ハワイ大学客員教授	非常勤
顧問	磯貝 彰	奈良先端科学技術大学院大学特任教授	非常勤
顧問	廖 英和	医療法人藤仁会藤村病院名誉院長	非常勤
顧問	韓 晶岩	北京大学医学部天士力微小循環センター長	非常勤
顧問	谷田 大輔	株式会社タニタ代表取締役社長	非常勤
顧問	登内 昭	株式会社電通第9営業局長	非常勤
顧問	青沼 丈二	スタンダードチャータード銀行シニアアドバイザー、NPO法人イムクルス審議員	非常勤
顧問	堺 英彰	アンチエイジング・パートナーズ株式会社代表取締役	非常勤
顧問	水上 孝一	日本ビジネス協会顧問、元経済界クラブ事務局長	非常勤

6. 参与 (2名、平成19年5月19日選任)

参与	丁 鑑	北京泰達士生化学研究所長・教授	非常勤
参与	梁 軍	天津生物医葯研究所副所長	非常勤

7. 事務局 (2名、平成19年5月19日選任)

事務局長	岩佐 眞	評議員	常勤
次長	高岡 晃子		常勤

平成18年度事業報告書
(第53期)

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

財団法人 漢方医薬研究振興財団

事業活動： 事業費総額 37,822,919 円

1. 研究助成事業： 総額 33,000,000 円

平成 18 年度においては、特別研究助成 9 件、一般研究助成 A(一般公募) 17 件、一般研究助成 B(平成 17 年度の一般研究助成 A 助成対象者から選考) 6 件の計 32 件の研究助成を行い、助成金の総額は、33,000,000 円となった。各々の助成につき、以下に詳細を記す。

(1) 特別研究助成： 9 件 総額 20,000,000 円

平成 17 年度第 2 回理事会・評議員会において総額 2,000 万円の研究助成を行うことが承認され、平成 18 年度は、9 件、総額 2000 万円の特別研究助成を実施した。助成対象者の氏名、助成対象研究、助成金額等を添付資料 1 に示す。助成金の交付は、平成 18 年 5 月から平成 18 年 8 月の間に実施された。

(2) 一般研究助成 A： 18 件 総額 10,000,000 円

農芸化学会、生化学会等の学会誌への募集要項の掲載、国内の大学等への募集案内の送付、財団ホームページへの募集案内の掲載等を行って一般公募を行ったところ、総数 98 件の応募があり、9 月 16 日に開かれた選考委員会において、これらの応募の中から 18 件の助成対象者を決定した。助成金の総額は、当初予算の通り 1000 万円となった。一般研究助成 A の助成対象者氏名、助成対象研究、助成金額等を添付資料 2 に示す。また、平成 18 年度の募集方法等について以下にまとめる。

応募資格： 日本国内の研究機関に所属する応募時 40 歳未満の若手研究者(大学院生も可)。

募集期間： 平成 18 年 4 月 1 日より 7 月 31 日まで。

応募件数： 98 件。*** 平成 17 年度は 104 件。

選考方法： 全ての応募書を研究分野別に仕分けし、以下の方法で選考を実施した。

一次審査； ひとつの応募テーマにつき 3 名の選考委員が審査を担当し、選考委員 7 名で全応募テーマを審査して A~D のラン

ク付けを行った。選考委員 1 名あたりの選考テーマ数は 42 件となった。

選考委員会； 一次審査の結果を参考にして、9 月 16 日に開催された選考委員会（東海大学校友会館）にて合議により 18 件の助成対象者が決定された。

助成金の交付手続き； 平成 18 年 10 月から平成 18 年 12 月に実施された。

(3) 一般研究助成 B： 6 件 総額 3,000,000 円

本研究助成は継続研究助成である。平成 17 年度の一般研究助成 A 受給者 18 名の中から 9 名の応募があった。選考委員全員に全応募書及び研究成果の要旨を送付して事前選考していただいた後、平成 18 年 10 月 28 日に開催された研究発表会での発表内容を加味して、同日開催された選考委員会において、6 件の応募に対して研究助成を行うことが決定された。助成金の総額は、当初予算通り 300 万円であった。一般研究助成 B の助成対象者氏名、助成対象研究テーマ、助成金額等を添付書類 3 に示す。また、本助成の募集、選考の詳細を以下にまとめる。

応募資格； 平成 17 年度の一般研究助成 A 受給者。

募集期間； 平成 18 年 7 月 20 日より 9 月 10 日。

募集方法； 平成 17 年度の一般研究助成 A 受給者 18 名に募集案内を送付。

選考方法； 選考委員 7 名全員が全応募書を事前審査し、平成 18 年 10 月 28 日に東海大学校友会館にて実施された当財団の研究発表会の発表内容を加味、選考委員各々が全応募に対して A～D の評価を行った。同日、東海大学校友会館で開かれた選考委員会において、これらの評価を下にして合議により 6 件の助成対象者が決定された。

助成金の交付手続き； 平成 18 年 11 月から平成 19 年 1 月にかけて実施した。

(4) 助成対象者の研究報告

平成 18 年度の助成対象研究の成果については、平成 19 年 9 月頃までに研究報告書(研究要旨)を事前提出頂き、研究要旨集としてまとめて財団関係者に配布する予定。また、平成 19 年 10 月下旬に東海大学校友会館にて開催を予定している本財団の研究発表会にて成果の発表をお願いする予定。

(5) 助成金の使途報告について

平成 18 年度の研究助成については、助成金の使途明細を平成 19 年 12 月末までに財団事務局まで提出して頂く予定。

2 . 平成 18 年度研究助成選考： 計 491,250 円

平成 18 年度の一般研究助成 A (応募数 98 件)、一般研究助成 B (応募数 9 件) の選考を下記の本財団の選考委員 7 名で実施し、9 月 16 日(土)に東海大学校友会館で開催された選考委員会にて、一般研究助成 A: 18 件、また、10 月 28 日(土)の本財団の研究発表会の当日に開催された選考委員会にて一般研究助成 B: 6 件が、平成 18 年度の研究助成対象者として決定された。

平成 18 年度研究助成選考委員会

下遠野 邦忠 (選考委員長 京都大学ウイルス研究所 所長、教授)

梅本 俊夫 (選考委員 神奈川歯科大学 学長、教授)

大澤 俊彦 (選考委員 名古屋大学大学院生命農学研究科 教授)

作田 庄平 (選考委員 東京大学大学院農学生命科学研究科 助教授)

桜井 弘 (選考委員 京都薬科大学 教授)

佐藤 弘 (選考委員 東京女子医科大学附属東洋医学研究所 教授)

廖 英和 (選考委員 医療法人藤仁会藤村病院 名誉院長)

*** 選考委員会会場代 26,250 円 (事業費・会議費)

選考調査費 359,000 円 (事業費・調査研究費)

選考委員交通費 106,000 円 (事業費・旅費交通費)

3 . 平成 18 年度研究発表会： 計 1,968,700 円

平成 18 年 10 月 28 日（土）に、東海大学校友会館にて、平成 17 年度研究助成対象者の研究成果の発表会が開催された。発表演題数は、31 題（一般研究助成 A 18 題、一般研究助成 B 6 題、特別研究助成 7 題）で、ポスター発表とポスター前での口頭発表を組み合わせで実施した。発表者、発表演題等については、添付資料 4 に示す。また、発表会当日、平成 17 年度助成対象研究の研究成果をまとめた要旨集を発表会参加者全員に配布した。

研究発表会終了後、同会場にて懇親会が開催された。発表者、財団役員等、多数の方が参加され、活発な質疑応答、情報交換、意見交換が行われた。

*** 平成 18 年度研究発表会要旨集代 132,300 円（事業費・印刷製本費）

平成 18 年度研究発表会会場費 652,450 円（事業費・会議費）

平成 18 年度研究発表会ポスターセッション設営費 334,950 円
（事業費・会議費）

平成 18 年度研究発表会出席者交通費 849,000 円

（事業費・旅費交通費）

4 . 理事会・評議員会： 計 516,380 円

平成 18 年 5 月 20 日に平成 18 年度第 1 回理事会・評議員会が東海大学校友会館にて開催され、平成 17 年度事業報告書、平成 17 年度収支報告書、電話加入権の資産除却（68,000 円）の件が承認された。

また、同理事会・評議員会にて、平成 17 年度事業・会計監査報告が本財団監事（西村敏男氏）から報告され、平成 18 年 4 月 5 日に基本財産のうち 4,500 万円を取り崩し、平成 18 年度の一般会計に組み入れられたことが事務局より報告された。

平成 19 年 2 月 17 日に平成 18 年度第 2 回理事会・評議員会が同じく東海大学校友会館にて開催され、基本財産の取り崩しの件（平成 19 年度期初に基本財産のうち 4,500 万円を取り崩し、平成 19 年度の一般会計に組み入れる件）平成 19 年度事業計画案、平成 19 年度収支予算案、役員改選の件（平成 19 年 3 月 15 日から会長兼理事長（理事）就任：大岳望氏、副理事長（理事）就任：水島裕氏、理事就任：松村泰治氏、理事就任：

小玉晃氏、副理事長・理事退任：安藤宏基氏、副理事長・理事退任：西村峯満氏、評議員退任：松村泰治氏）が承認された。

また、（平成19年1月22日付の）安藤百福氏の御逝去による本財団会長・理事退任の件、平成18年度一般研究助成の件、平成18年度特別研究助成の件、平成18年度研究発表会の開催の件、本財団承継先捜しの現状について、が事務局より報告された。

*** 理事会・評議員会会場費 79,380円（事業費・会議費）

理事会・評議員会出席役員の交通費 437,000円

（事業費・旅費交通費）

5. 情報公開： 129,000円

情報公開として、本財団のホームページ、及び全国公益法人協会の情報公開サイトにおいて、本財団の事業情報、収支情報の公開を行った。また、本財団の研究助成事業の成果公開のため、平成17年度の助成研究の成果をまとめた研究要旨集を作成し、平成18年10月28日に開催された平成18年度研究発表会参加者に配布した。

本財団HP：<http://www.kampou-science.or.jp>

全国公益法人協会情報公開サイト：

<http://www.koueki.jp/disclosure/ka/kanpou/index.htm>

*** ホームページメンテナンス費 63,000円（事業費・印刷製本費）

公益法人協会会費 66,000円（管理費・その他雑費）

研究要旨集代（上記3に記載）

運営管理： 管理費総額 2,822,351円

管理費全体について見直しと切り詰めを行った結果、平成17年度と比べて188,236円の支出減となった。主な支出は以下の通りである。

*** 財団執行部役員、事務局員の旅費・交通費 933,662円

（管理費・旅費交通費）

公益法人会計ソフトリース代 98,280円（管理費・賃借料）

東京事務所机リース代 162,504 円 (管理費・賃借料)
事務用品代 55,538 円 (管理費・事務用品費)
通信費 (切手代、電話料金) 188,825 円 (管理費・通信費)
諸会費 (公益法人協会、バイオインダストリー協会会費) 74,000 円
(管理費・その他雑費)

基本財産の取り崩し

平成 18 年度については、寄付金収入の目処がなく (0 円) 事業運営費を手当できる見込みがつかなかった。そこで、基本財産 (1 億円) のうち 4,500 万円を取り崩して平成 18 年度の一般会計に繰り入れ、平成 18 年度の事業を遂行することを計画した。平成 17 年度第 2 回理事会・評議員会にて本取り崩しの承認を頂いた後、平成 18 年 3 月 7 日に厚生労働大臣に対して「基本財産処分承認申請書」を提出し、平成 18 年 3 月 24 日に厚生労働大臣から基本財産取り崩しを承認された。本承認を受け、平成 18 年 4 月 5 日に基本財産のうち 4,500 万円を取り崩し、平成 18 年度の事業運営資金として一般会計に繰り入れた。本取り崩しにより、基本財産額は、5,500 万円となった。

助成事業積立金の取り崩し

本財団の助成事業積立金の残額 10,000 円を平成 18 年 5 月 18 日に取り崩し、平成 18 年度の研究助成費用の一部 (一般会計) として使用した。本取り崩しは、平成 17 年度第 2 回理事会・評議員会にて承認を得ている。本取り崩しによって助成事業積立金は全額研究助成費 (平成 17 年度及び平成 18 年度) として使用されたことになり (残高は 0 円) 本特別会計は廃止となった。

電話加入権の除却

本財団の「その他の固定資産」として電話加入権 (68,000 円) が残存していたが、社会的現状にそぐわない固定資産であるため平成 18 年度において 68,000

円の特別損失を計上し、本資産を除却した。本除却については、平成 18 年第 1 回理事会・評議員会にて承認されている。

財務内容

平成 18 年度については、前記の様に、寄付金収入がなく（0 円）基本財産のうち 45,000,000 円を取り崩して、一般会計に繰り入れ、事業運営費として使用した。本取り崩しにより基本財産の残高は 55,000,000 円となった。

本基本財産取り崩し収入 45,000,000 円と、前記の助成積立金取り崩し収入 10,000 円、運用財産利息収入 61 円、及び前期繰越金 2,531,010 円の合計 47,541,071 円が平成 18 年度の総収入となった。

一方、支出は、事業費支出 37,822,919 円、管理費支出 2,822,351 円の合計 40,645,270 円で、収入から支出を差し引いた差額 6,895,801 円が繰越金として平成 19 年度会計に繰り入れられた。

また、固定資産のうち電話加入権 68,000 円が特別損失として平成 18 年度に除却された。

以上の結果として、本財団の平成 19 年 3 月末時点での財産は、流動資産として、現金預金（決済用普通預金）6,895,801 円、固定資産として 55,000,000 円（基本財産のみ）となり、財産の合計金額は、61,895,801 円となった。

平成18年度収支報告書

(第53期)

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

財団法人 漢方医薬研究振興財団

収支計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
[収入の部]				
基本財産運用収入	0	0	0	
寄付金収入	0	0	0	
雑収入	[0]	[61]	[61]	
運用財産利息収入	0	61	61	
基本財産取崩収入	[45,000,000]	[45,000,000]	[0]	
助成積立金取崩収入	[10,000]	[10,000]	[0]	
当期収入合計(A)	45,010,000	45,010,061	61	
繰越収支差額	2,033,000	2,531,010	498,010	
収入合計(B)	47,043,000	47,541,071	498,071	
[支出の部]				
事業費	[38,740,000]	[37,822,919]	[917,081]	
一般研究助成A	10,000,000	10,000,000	0	
一般研究助成B	3,000,000	3,000,000	0	
特別研究助成費	20,000,000	20,000,000	0	
調査研究費	1,600,000	1,847,429	247,429	
会議費	1,400,000	1,093,030	306,970	
旅費交通費	2,000,000	1,392,000	608,000	
新聞図書費	20,000	0	20,000	
文献購入費	10,000	0	10,000	
印刷製本費	360,000	195,300	164,700	
特許出願費	100,000	183,160	83,160	
寄付金	100,000	0	100,000	
雑費	150,000	112,000	38,000	
管理費	[3,660,000]	[2,822,351]	[837,649]	
会議費	250,000	11,800	238,200	
旅費交通費	1,200,000	975,482	224,518	
通信費	200,000	188,825	11,175	
消耗什器備品費	100,000	2,200	97,800	
消耗品費	100,000	2,000	98,000	
事務用品費	120,000	55,538	64,462	
賃借料	250,000	260,784	10,784	
新聞図書費	500,000	341,772	158,228	
諸謝金	50,000	0	50,000	
租税公課	20,000	14,900	5,100	
支払手数料	70,000	53,120	16,880	
その他雑費	800,000	915,930	115,930	
予備費	[2,500,000]	-	[2,500,000]	
当期支出合計(C)	44,900,000	40,645,270	4,254,730	
当期収支差額(A) - (C)	110,000	4,364,791	4,254,791	
次期繰越収支差額(B) - (C)	2,143,000	6,895,801	4,752,801	

貸借対照表
平成19年3月31日現在

一般会計 (単位:円)

科 目	金 額		
【資産の部】			
流動資産			
現金預金	6,895,801		
流動資産合計		6,895,801	
固定資産			
基本財産			
普通預金	55,000,000		
基本財産合計	55,000,000		
その他の固定資産	0		
固定資産合計		55,000,000	
資産合計			61,895,801
【正味財産の部】			
正味財産			61,895,801
(うち基本財産)			[55,000,000]
(うち当期正味財産増加額)			[40,703,209]
負債及び正味財産合計			61,895,801

正味財産増減計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

一般会計 (単位:円)

科 目	金 額		
【増加の部】			
資産増加額			
当期収支差額	4,364,791		
負債減少額		0	
増加額合計			4,364,791
【減少の部】			
資産減少額			
基本財産減少額	45,000,000		
その他の固定資産減少額			
電話加入権減少額(特別損失)	68,000		
負債増加額		0	
減少額合計			45,068,000
当期正味財産増加額			40,703,209
前期繰越正味財産額			102,599,010
期末正味財産合計額			61,895,801

財産目録

平成19年3月31日現在

一般会計 (単位:円)

科 目	金 額		
【資産の部】			
流動資産			
現金預金	6,895,801		
普通預金	6,895,801		
三井住友銀行・京都支店	6,783,665		
三井住友銀行・浜松町支店	112,136		
流動資産合計		6,895,801	
固定資産			
基本財産	55,000,000		
固定資産合計		55,000,000	
資産合計			61,895,801
正味財産			61,895,801
【負債の部】			
負債合計			0
【正味財産の部】			
指定正味財産		55,000,000	
一般正味財産		6,895,801	
正味財産合計			61,895,801

収支計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

特別会計(助成事業積立金)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
【収入の部】				
当期収入合計(A)	0	0	0	
繰越収支差額	10,000	10,000	0	
収入合計(B)	10,000	10,000	0	
【支出の部】				
助成積立金取崩支出	[10,000]	[10,000]	[0]	
当期支出合計(C)	10,000	10,000	0	
当期収支差額(A) - (C)	10,000	10,000	0	
次期繰越収支差額(B) - (C)	0	0	0	

貸借対照表

平成19年3月31日現在

特別会計(助成事業積立金)

(単位:円)

科目	金額
【正味財産の部】	
正味財産	0
(うち当期正味財産増加額)	[10,000]
負債及び正味財産合計	0

正味財産増減計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

特別会計(助成事業積立金)

(単位:円)

科目	金額	
【増加の部】		
資産増加額	0	
負債減少額	0	
増加額合計		0
【減少の部】		
資産減少額		
当期収支差額	10,000	
減少額合計		10,000
負債増加額		
減少額合計		10,000
当期正味財産増加額		10,000
前期繰越正味財産額		10,000
期末正味財産合計額		0

財産目録

平成19年3月31日現在

特別会計(助成事業積立金)

(単位:円)

科目	金額	
【資産の部】		
流動資産		
流動資産合計		0
固定資産		
固定資産合計		0
資産合計		0
正味財産		0
【負債の部】		
負債合計		0
【正味財産の部】		
指定正味財産		0
一般正味財産		0
正味財産合計		0

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっております。

(2) 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金・未払金を含めております。

なお、52 期末及び 53 期末残高は、下記 3 に記すとおりです。

(3) 重要な会計方針の変更

なし

2. 基本財産の増減額及びその残高は、次の通りです。

(単位：円)

科目	52 期末残高	53 期増加額	53 期減少額	53 期末残高
決済用普通預金	100,000,000	0	45,000,000	55,000,000
合計	100,000,000	0	45,000,000	55,000,000

3. 一般会計及び特別会計（助成事業積立金）の次期繰越収支差額の内容は、次のとおりです。

(1) 一般会計

(単位：円)

科目	52 期末残高	53 期末残高
現金預金（流動資産）	2,531,010	6,895,801
未収金	0	0
合計	2,531,010	6,895,801
未払金	0	0
合計	0	0
次期繰越収支差額	2,531,010	6,895,801

(2) 特別会計（助成事業積立金）

(単位：円)

科目	52 期末残高	53 期末残高
現金預金（固定資産）	10,000	0
未収金	0	0
合計	10,000	0
未払金	0	0
合計	0	0
次期繰越収支差額	10,000	0

平成19年度事業計画書

自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

財団法人漢方医薬研究振興財団

平成19年度事業計画書（平成19年2月17日）

5. 調査研究及びその助成

1) 一般研究助成A（総額1300万円）

専門誌、本財団ホームページへの広告掲載や大学等研究機関への募集案内送付により、若手研究者（応募時40歳未満とする）からの下記の研究領域（案）に属する独創的な研究テーマを日本全国から募集する。本財団の選考委員会にて15～20件の研究テーマを選考し、1件あたり50万円から100万円の研究助成を行う。

（募集研究テーマ）

漢方薬、生薬に関する基礎と臨床の研究

天然物（動植物）由来の生理活性成分の研究

薬膳や食品素材の機能に関する研究

生活習慣病（メタボリックシンドローム）の改善・予防に有効な天然素材に関する研究

肥満の改善・予防に有効な天然素材に関する研究

5. 一般研究助成B（総額400万円）

平成18年度の一般研究助成A受給研究テーマ（17テーマ）の中から継続研究助成を行うことによってさらに研究が発展し、また実用化に近づくと考えられる研究テーマを3～6件選考委員会において選び出し、1件あたり50万円から100万円の研究助成金を継続助成する。

5. 特別研究助成（総額2,000万円）

本財団は独自の研究施設を持たないため、本財団が必要とする調査研究を行うことを目的として適切な研究者・研究機関を抽出、選考し、特別研究助成として研究助成金を支払って研究を実施する。本年度は、以下の領域の研究テーマ（案）に対して研究助成を行う。

（特別研究助成対象研究テーマ案）

抗トリインフルエンザマトワクチンの実用化に関する研究

ポリグルタミン酸の利用に関する研究

機能性食品素材に関する研究

生活習慣病（メタボリックシンドローム）の予防、治療に有効な天然素材に関する研究

2．研究報告集の編集・刊行

平成18年度の助成対象研究（32件）の研究成果をまとめた研究報告集を編集・刊行し、関係者、関係機関に頒布する。

3．研究発表会の開催

平成18年度の助成対象研究（32件）の研究発表会を開催する。
本年10月末頃に東京にて、ポスター発表の形式にて実施。

4．国際交流の推進

本財団の事業目的のひとつである国際交流を推進する。本年度についても天津生物医葯研究所との交流をさらに深め、天然動植物や食材、新規生薬原料の発掘、情報収集、情報交換を行い、当財団が推進する研究開発に役立てる。

5．情報公開

本財団ホームページや関連サイトを活用し、情報公開をさらに推進する。

以上

平成 19 年度事業計画書修正案（平成 19 年 5 月 19 日）

平成 19 年度事業計画書については、既に平成 19 年 2 月 17 日開催の平成 18 年度第 2 回理事会および評議員会で承認決議されているが、今般の当財団の基本財産取り崩し等に伴う財政状況を鑑み、下記の通り一部変更修正することとしたい。

1. 助成金交付に関する一部変更

2) 一般研究助成 A および B

前年度まで継続していた一般研究助成 A および一般研究助成 B は、現在の財団の財務状況を勘案し、期中目標としている新規寄附金による基本財産取崩額の完全補填完了まで原則当面見合わせることにしたい。

それに伴い早急にホームページ等での告知により、今年度の一般研究助成金交付の一時的募集停止に関する周知徹底を急ぐことにしたい。

2) 特別研究助成

平成 18 年度第 2 回理事会および評議員会および平成 19 年度第 1 回理事会および評議員会で追加決議の通り、総額 2100 万円の範囲内で実施する。

その他、従来の当財団事業計画をスムーズに引継ぎながら 漢方医薬 をテーマに公益法人としての有益かつ効果的な活動を更に一層推進実行していくことにしたい。具体的には以下の通り。

2. 研究報告集の編集・刊行

平成 18 年度第 2 回理事会で決議の通り、平成 18 年度の助成対象研究の研究成果をまとめた研究報告集を編集・刊行し、関係者、関係機関に頒布する。

3. 研究発表会の開催

平成 18 年度第 2 回理事会で決議の通り、平成 18 年度の助成対象研究の研究成果発表会を開催する。本年 11 月 3 日(土曜日)霞ヶ関ビル東海大学交友会館（東京）にて 13 時から 18 時迄の予定で従来どおり実施することとしたい。終了後は例年通り懇親会を開催することとしたい。

4. 漢方医薬 関連セミナー、シンポジウムの定期的開催

(ア)テーマ；漢方と予防医学の重要性について（例）

(イ)目的；一般の人から 漢方医薬 に関わる専門家までを対象とした活動

(ウ)開催時期；平成 19 年 11 月以降、東京その他大阪、福岡、名古屋等を予定。

5.国際交流の推進

- ・ 本財団の事業目的のひとつである国際交流を推進する。本年度についても天津生物医葯研究所との交流をさらに深め、天然動植物や食材、新規生薬原料の発掘、情報収集、情報交換を行い、当財団が推進する研究開発に役立てる。

以上

収支予算書(平成19年2月17日)
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

勘定科目	19年度予算額 (千円)	18年度予算額 (千円)	増減 (千円)	18年度期末 見込み(千円)	備考
収入の部					
1 基本財産取り崩し収入	45,000	45,000	0	45,000	
2 助成事業積立金取り崩し収入	0	10	-10	10	
3 基本財産運用収入	0	0	0	0	
基本財産利息収入	0	0	0	0	
4 寄附金収入	0	0	0	0	
運用財産寄附金収入	0	0	0	0	
5 雑収入	0	0	0	0	
運用財産利息収入	0	0	0	0	
当期収入合計(A)	45,000	45,010	-10	45,010	
前期繰越収支差額	6,121	2,033	4,088	2,531	
収入合計(B)	51,121	47,043	4,078	47,541	
支出の部					
1 事業費	42,840	38,740	4,100	38,512	
一般研究助成A助成費	13,000	10,000	3,000	10,000	15～20件
一般研究助成B助成費	4,000	3,000	1,000	3,000	3～6件
特別研究助成助成費	20,000	20,000	0	20,000	
調査研究費	2,000	1,600	400	1,820	選考委員会調査費: 40万円
会議費	1,500	1,400	100	1,462	理事会(2回)、発表会(1回)、選考委員会(2回): 150万円
旅費交通費	1,400	2,000	-600	1,354	理事会(2回)、発表会(1回)、選考委員会(2回): 140万円
新聞図書費	30	20	10	25	
文献購入費	10	10	0	0	
印刷製本費	300	360	-60	300	発表会要旨集代: 25万円
特許出願費	300	100	200	283	
寄附金	100	100	0	100	
雑費	200	150	50	168	
2 管理費	3,330	3,660	-330	2,840	
会議費	100	250	-150	100	
旅費交通費	1,000	1,200	-200	950	
通信連絡費	250	200	50	250	
消耗什器備品費	50	100	-50	10	
消耗品費	50	100	-50	10	
事務用品費	100	120	-20	80	
賃借料	250	250	0	250	
新聞図書費	400	500	-100	320	
諸謝金	50	50	0	0	
租税公課	10	20	-10	10	
支払手数料	70	70	0	60	
雑費	1,000	800	200	800	
3 予備費	2,500	2,500	0	-	
4 その他固定資産除却	0	0	0	68	
電話加入料除却	0	0	0	68	
当期支出合計(C)	48,670	44,900	3,770	41,420	
当期収支差額(A-C)	-3,670	110	-3,780	3,590	
当期繰越収支差額(B-C)	2,451	2,143	308	6,121	

収支予算書(平成19年5月19日修正)

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

勘定科目	19年度修正 予算額(千円)	19年度期初 予算額(千円)	増減 (千円)	備考
収入の部				
1 基本財産取り崩し収入	45,000	45,000	0	
2 助成事業積立金取り崩し収入	0	0	0	
3 基本財産運用収入	0	0	0	
基本財産利息収入	0	0	0	
4 寄附金収入	0	0	0	
運用財産寄附金収入	50,000	0	50,000	
5 雑収入	0	0	0	
運用財産利息収入	0	0	0	
当期収入合計(A)	95,000	45,000	50,000	
前期繰越収支差額	6,121	6,121	0	
収入合計(B)	101,121	51,121	50,000	
支出の部				
1 事業費	32,410	42,840	-10,430	
一般研究助成A助成費	0	13,000	-13,000	
一般研究助成B助成費	0	4,000	-4,000	
特別研究助成助成費	21,000	20,000	1,000	12件
調査研究費	1,000	2,000	-1,000	
会議費	1,500	1,500	0	理事会(2回)、発表会(1回)、選考委員会(2回): 150万円ほか
旅費交通費	1,500	1,400	100	理事会(2回)、発表会(1回)、選考委員会(2回): 140万円ほか
HP制作費	2,000	0	2,000	HPリニューアル費用
リーフレット・ポスター作成費	4,000	0	4,000	
新聞図書費	500	30	470	
文献購入費	10	10	0	
印刷製本費	300	300	0	発表会要旨集代: 25万円
特許出願費	300	300	0	
寄附金	100	100	0	
雑費	200	200	0	
2 管理費	29,245	3,330	25,915	
人件費	11,250	0	11,250	専従職員2名、契約職員、アルバイト料など
会議費	2,000	100	1,900	
旅費交通費	2,500	1,000	1,500	
通信連絡費	2,000	250	1,750	
消耗什器備品費	1,500	50	1,450	
消耗品費	300	50	250	
事務用品費	300	100	200	
賃借料	7,625	250	7,375	新東京事務所賃貸借契約
新聞図書費	400	400	0	
諸謝金	50	50	0	
租税公課	750	10	740	
支払手数料	70	70	0	
雑費	500	1,000	-500	
3 予備費	1,500	2,500	-1,000	セミナー・シンポジウム開催予算
4 その他固定資産除却	0	0	0	
電話加入料除却	0	0	0	
当期支出合計(C)	63,155	48,670	14,485	
当期収支差額(A - C)	31,845	-3,670	35,515	
当期繰越収支差額(B - C)	37,966	2,451	35,515	